

## 第5章 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、以下の項目により行っていきます。

### 1 市民・事業者・地域との協働

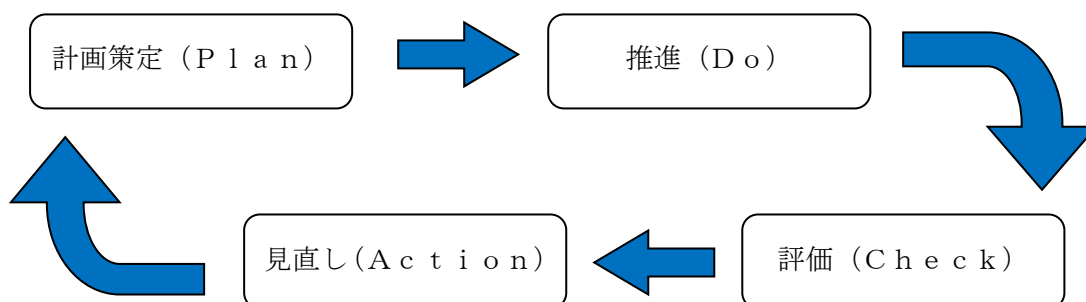
この計画は、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど様々な団体との協働体制を強化し、推進していきます。

### 2 庁内推進体制の整備

この計画は、教育、就労、保健・医療、建設などの全庁的な取り組みとして関係部署と連携し、推進していきます。

### 3 計画の達成状況の点検及び評価

この計画は、関係団体、地域住民の意見等を踏まえ評価、見直しをしながら推進していきます。



計画策定 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動をする
推進 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
見直し (Action)	考察に基づき、計画の目標、活動を見直しする